

第1回事業者選定委員会 議事録

(門真市門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会)

門真市まちづくり部

都市政策課

平成30年11月21日(水)

第1回	門真市門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会		
日時	平成30年11月21日(水) 13:30から15:00	場所	第2会議室
出席者	下村委員長、山口副委員長、 河合委員、木村委員	事務局	橋本課長、岩田参事、 青木課長補佐、本村
事務局	<p>皆様こんにちは、定刻前ではありますが皆様お集まりですので、只今から第1回門真市門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日、司会を努めさせていただきます、都市政策課課長補佐の青木でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>本日の出席者は、4名で、委員5名のうち半数以上のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本委員会は成立しておりますことを、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、はじめに、開会に先立ちまして、宮本市長よりご挨拶を申し上げます。</p>		
宮本市長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市長挨拶</div>		
事務局	<p>それでは、平成30年11月7日付で門真市門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会委員にご就任いただきました委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>座席順につきましては、分野ごとで50音順にさせていただきますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>まず、学識経験者の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。和歌山大学システム工学部准教授の佐久間委員でございますが、所用のため欠席でございます。</p> <p>次に、大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授の^{しもむら}下村委員でございます。</p> <p>次に、大阪工業大学工学部准教授の^{やまぐち}山口委員でございます。</p> <p>次に、本市職員の委員を紹介いたします。企画財政部部長の^{かわい}河合委員でございます。</p> <p>次に、まちづくり部部長の^{きむら}木村委員でございます。</p> <p>以上で、委員の皆様のご紹介を終わらせていただきます。</p> <p>それではここで、誠に申し訳ございませんが、公務のため宮本市</p>		

長は、退席させていただきます。

市長退席

それでは、お手元に配布させていただいております資料のご確認をお願いいたします。

資料は、本日の議事次第と本会議の諮問書の写し、

- 資料1 門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- 資料2 同、条例施行規則
- 資料3 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- 資料4 門真市情報公開条例（抜粋）
- 資料5 門真プラザ再整備事業支援業務委託仕様書（案）
- 資料6 プロポーザル実施に伴う資格要件等について
- 資料7 公募型プロポーザル参加事業者募集要領（案）
- 資料8 選定方法及び評価方法（案）
- 資料9 プレゼンテーション評価シート（案）
- 資料10 業務スケジュール

以上でございます。過不足ありませんでしょうか。

それでは、議事次第に沿って進めて参ります。議事次第をご覧ください。本日の案件は、

「委員長及び副委員長の選出について」

「会議の公開・非公開の決定」

「会議録の作成方法」、また議題としましては、

議題1号「プロポーザル実施に伴う資格要件(案)について」

議題2号「企画提案テーマ、選定方法及び評価方法（案）について」

議題3号「業務スケジュール（案）について」であります。

それでは、委員長の選出案件について、事務局より説明させていただきます。

配布させていただきました資料1の附属機関に関する条例、資料2の同条例施行規則をご参照ください。

資料2にお示しのとおり、附属機関に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、会議の議長は委員長といたしております。しかしながら、今回の委員会は、新たにご就任いただきました委員で構成されておりますので、議長である委員長は、不在でございます。

したがって、委員長の選挙をお願いしたいと存じます。委員長につきましては、附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとされております、したがって立候補またはご推薦をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員

門真市における各種附属機関の会長又は委員長を歴任され、門真

事務局	<p>市の事情に精通しておられます、下村委員を推薦いたしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>只今、木村委員から下村委員を推薦するご発言がありましたがいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」の声</p> <p>では、下村委員は委員長へのご就任をお願いいたします。</p> <p>次に、同じく規則の定めに従い副委員長についても委員の互選により定めることとされております、したがって立候補またはご推薦をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>副委員長には山口委員を推薦いたします。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」の声</p>
事務局	<p>ありがとうございます。ご推薦を受けられました、下村委員長、山口副委員長におかれましては今後とも、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、今後の議事運営を委員長をお願いしたいと存じます。下村委員長、議事進行をよろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">下村委員長 挨拶</p>
委員	<p>改めまして、下村でございます宜しくお願いたします。このようなプロポーザルの審査に関しましては、厳格に取扱う必要があることと、公平性というものを重視して進めたいと思います。</p> <p>本日は佐久間委員がご欠席ですが、皆様のご協力を得て適切に選出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>では、着座にて進めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事次第に基づきまして、進めさせていただきます。</p> <p>なお、議事進行にあたりましては、議事録を作成いたします都合上、恐れ入りますが挙手をいただき、委員名を述べられてから、ご発言いただきますようお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、次の案件、「会議の公開・非公開の決定」に移ります。このことについて、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>お手元の資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」及び資料4「門真市情報公開条例」をご覧ください。本市におきましては、</p>

	<p>同指針第3条において、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「法人その他の団体に関する情報」であり、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」で、まさしく不開示情報に該当すると考えられますことから、事務局といたしましては、非公開とすることが望ましいと考えております。このことについて、ご検討をお願いします。</p>
委員	<p>ただいま、事務局からこの会議を非公開とすることが適当ではないかと提案がありましたが、いかがでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」の声</p>
委員	<p>それでは、本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思えます。</p> <p>続きまして、「会議録の作成方法」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>引き続きさきほどご覧いただきました資料となります。本選定委員会の会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の選定委員会終了後2週間以内に内容を簡潔にまとめた「議事の要旨」を公開するとともに、全ての審議事項が終了し候補者が決定された後に、全ての会議録を併せて公開します。また、会議録の作成につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>ただいま、事務局より会議録の公開と作成について提案がありましたが、いかがでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」の声</p>
委員	<p>私の方からひとつ確認ですが、会議終了後に要約した議事録についてこれを公開するというのでしょうか。</p>
事務局	<p>要約と言いましても、本日の次第に沿って委員長が選出されたとか、箇条書きで示す程度のもとなります。</p>
委員	<p>わかりました。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおり行います。</p> <p>続きまして、本業務の内容及びプロポーザルを実施する経緯について簡潔に説明をお願いします。</p> <p>資料5をご覧ください</p> <p>委員の皆様には事前に事務局よりご説明しておりますが改めて門真プラザの概要についてご説明します。</p> <p>門真プラザは改良住宅、改良店舗、一般住宅、分譲店舗及び特定店舗を有する大型複合施設で昭和48年に竣工しました。</p> <p>現在、竣工から45年が経過し建物の老朽化が進み、建物の耐震性にも課題があり住民や施設利用者の安全性確保が課題となっていることから、早期の対応が必要であります。また、これまで駅前の賑わいの創出や地域住民の生活を支えてきましたが、時代の経過とともにそれらのニーズに十分に答えられなくなっています。</p> <p>このことを踏まえ、門真プラザの再整備のみならず門真市駅周辺の課題を抽出し、門真プラザの再整備と一体化した、まち全体の再構築を検討する必要があります。また、密集した都市構造、高齢化率、子育て世代の状況や財政状況など本市の実情を踏まえ、実現性を持った事業手法の検討、及び事業計画モデルを作成することを目的とします。</p> <p>再整備の実施にあたっては、複合建築物であることから、所有権等の権利関係が複雑であり、また営業店舗も抱えていることから、入居者や営業店舗の移動など再整備計画の立案には豊富な経験に基づく高度な計画能力が要求されます。これらのことから、民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした提案を広く募集するため、プロポーザル方式にて業務委託候補者を選定することといたしました。</p> <p>具体的な業務内容については第14条をご覧ください。</p> <p>業務内容については、「都市の再開発基本構想検討」、「現況調査」「事業手法の検討」「事業計画モデルの作成」とします。</p>
------------	---

<p>委員</p>	<p>説明は以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>では引き続き議題1「プロポーザル実施に伴う資格要件等について」事務局より説明してください。</p> <p>資料6の「プロポーザル実施に伴う資格要件等について」をご覧ください。</p> <p>本市が発注する事業を受注する際の入札参加資格については、事業者が希望する業種及び専門分野について登録を申し込むことによりその業種、専門分野に関する事業について、入札参加資格を得られる仕組みとなっております。</p> <p>このことから、本業務を受注する資格要件については、業種を「測量・建設コンサルタント」とし、専門分野については、「都市計画及び地方計画」もしくは「建築士事務所」としました。</p> <p>次に、配置技術者の資格要件について「再開発コーディネーター協会が認定する、再開発プランナーの資格を有する主任技術者を配置すること」としました。再開発プランナーは民間資格であるものの、国内唯一の再開発に関する資格でその専門性が認められていることから、資格要件としました。</p> <p>次に、事業者の業務実績について、過去20年間に担当した同種業務（再開発事業支援業務）、または類似業務（PFI事業など、資金計画の検証を伴う事業支援業務）を受注し、誠実にこれを完了したことを要件としました。</p> <p>これは本業務が再開発事業支援の経験に基づく幅広い提案を受けることを目的としていることから、建設設計系コンサルタント業務と区別し、再開発事業に係る支援業務の実績がある業者の中から選定するためでございます。</p> <p>尚、再開発事業の特性から、10年程度が1事業単位であることから実績算定の期間を過去20年としております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>一つ目の資格要件について、「都市計画及び地方計画」というのは、技術士が属していることが要件となっていることよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおりでございます。コンサルタント登録の中で、「都市計画及び地方計画」とするには、技術士が会社に属している事、「建築士事務所」とするには、一級建築士がそれぞれ属していることが必要です。</p>
<p>委員</p>	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p>

委員	<p>事業者の実績のところ、1事業単位が10年程度とのことですが、そのうちの一部でも担当すると実績として認めるのか、すべて担当していないと認めないのかどちらの方針なのか。</p>
事務局	<p>事業者の実績を確認する資料として、契約書と仕様書の提出を求めています。本事業については民間資金を活用することを柱と考えておりますので、委託事業内容のうち資金計画などの検討が事業に含まれているのかなどを個別に審査したいと考えています。</p>
委員	<p>少し確認なのですが、今回のプロポーザルの資格要件についてはいたずらに参加事業者を絞り込むような要件にはなっていないとの理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>門真市に登録されているコンサルタント事業者は約600社いるなかで、都市計画及び地方計画、建築士事務所として登録されている事業者さんは、都市計画及び地方計画のみで91社、建築士事務所のみで176社の計、267社になります。このことから応募される入口としては広くしています。ただし、仕様書の内容を適切に遂行して頂きたいことから、過去に再開発事業の実績がある会社の中から選定する事としております。</p>
委員	<p>他にご意見が無いようですので、資格要件等については本委員会です承することとします。 では次に、議題第2号「企画提案テーマ、選定方法及び評価方法(案)について」事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>引き続き、資料6の「プロポーザル実施に伴う資格要件等について」をご覧ください。資料7の抜粋となりますので、資料7もあわせてご覧ください。 本業務における企画提案について、定点的な視点で比較検討が出来るよう一定のテーマを定めました。また、テーマの設定方針として、門真プラザの建替え検討だけでなく、建替え事業を核とした門真市駅周辺の整備改善についても検討をすることとし、以下のとおりと致しました。 「本市の実情（密集した都市構造、高齢化率、子育て世代の状況、財政状況）等の課題を踏まえた門真プラザ再整備手法の検討、及び周辺プロジェクトとの相乗効果を考慮しつつ、門真プラザ再整備を核とした門真市駅周辺整備方針の提案」 ※ただし、必須事項として企画提案書に下記項目については具体</p>

的に記載すること

ア 実施体制とスケジュール

イ 事業成立性を考慮した門真プラザ再整備の事業手法の提案

ウ 事業実施時の市営住宅入居者や営業店舗の移転方法の提案

エ 門真プラザ再整備を核とした門真市駅周辺の整備方針の提案と致しました。

次に、**資料7**の2ページをご覧ください。

業務概要についてご説明します。

名称は、門真プラザ再整備事業支援業務委託

委託内容は、別紙仕様書のとおりとなります。

委託期間は、契約締結日から2020年3月31日までとなります。

予定価格は、13,280,000円を予定しております。

次に10ページをご覧ください。

今後のスケジュールとしては、12月3日からプロポーザルに関する質問の受付を開始し、12月12日から応募受付、12月21日から翌年1月9日まで提案書の提出期間といたします。

次に、選定方法及び評価方法についてご説明します。

資料8の選定方法及び評価方法（案）

及び

資料9のプレゼンテーション評価シート（案）をご覧ください。

はじめに、参加申込みのあった事業者が会社実績や資格などの参加資格要件に合致しているか事務局で確認し、参加資格を満たしている事業者をプレゼンテーション選定の対象といたします。

プレゼンテーションにつきましては、説明時間を15分とし、時間厳守で時間がくれば強制終了とします。

質疑応答につきましては、各委員に自由に質問して頂き、10分程度とします。

評価項目についてであります、「配置予定主任技術者の実績」「担当技術者の資格と人数について」「見積額」の3つの項目につきましては、客観的な判断が可能であるため、事務局で採点を行います。

委員の皆様には、「業務実施スケジュール」「企画提案内容」及び「プレゼンテーション」の評価をお願いいたします。

企画提案内容につきましては、仕様書や本市の現状、関連法令等の把握、賑わいの創出や実現性に資する提案等について6項目を設けております。（120点満点）

プレゼンテーションにつきましては、説得力や取組み意欲等の3項目を設けております。（30点満点）

以上の項目について、各項目について委員1人の持ち点を200点とし、1000点満点としております。

また、審査を行う際の判断基準といたしましては、**資料9**の評価

	<p>基準の欄にそれぞれ評価の着目点やキーワードを掲げておりますので、これらを参考に評価していただきますようお願いいたします。</p> <p>評価の点数につきましては、各評価項目ごとの重要度に応じて配点しており、内容が優れていれば高い点数、不十分であれば低い点数を選択することとしております。評価は他社との比較ではなく絶対評価とします。</p> <p>審査の点数が1番高かった事業者を業務委託候補者として決定します。また、次席としては、2番目に点数の高かった事業者とします。総得点が同点の場合は企画提案内容の評価が高い事業者に決定し、企画提案内容の評価も同点の場合は委員長により決定します。</p> <p>なお、審査通過の最低基準点数として、評価点数合計が満点の6割（600点）に満たない場合は選定しないものとします。</p> <p>ここで、本日ご欠席の佐久間委員から資料9について事務局が事前に説明を行った際にご意見を頂戴しておりますので、ご説明致します。</p> <p>資料9の評価項目について、企画提案テーマで設定した提案内容のアからエの項目に沿った表現としてはどうか、とのご意見でした。佐久間委員のご意見を踏まえ、資料9の評価項目③⑦⑧⑨をテーマに応じた表現とし、企画提案テーマ全体に係る評価項目として④⑤⑥の表現としました。説明は以上でございます。</p>
委員	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p>
委員	<p>資料5のプロポーザル実施要領の中の、「目的」の部分につきまして、「門真プラザ再整備のみならず、門真市駅周辺の課題を抽出し」という部分と「事業計画モデルの作成」という部分がありますが、評価項目のうちどの部分がそれに当たるのかご説明してください。</p>
事務局	<p>門真市駅周辺の課題の抽出に関しては、評価項目9の「門真市駅周辺再整備の提案」の部分が評価項目に当たります。もう一点の事業モデルの作成については、同じく資料9の7番、「事業成立性を考慮した門真プラザ再整備の事業手法の提案」が評価項目に当たります。</p>
委員	<p>それでは改めて評価項目についてすべて読み上げていただけますか。</p>
	<p>評価項目を読上げ</p>
委員	<p>先程の山口副委員長からのご質問は、プロポーザルの目的となっている項目と、評価項目にずれや抜けがないか確認する意味でのご</p>

	<p>質問だったと思います。このように他の部分についても評価項目として抜けがないか改めて確認する意味で読み上げて頂いた次第です。</p> <p>私からも一つ提案がありますが、企画提案内容の④から⑨までについては仕様書や募集要項、上位計画などとの整合を確認する項目になっています。その次からは事業手法の提案や、市営住宅入居者や営業店舗の移転方法の提案となっています。この内容のウエイトで考えると、後段の⑦⑧⑨のウエイトが高いと感じます。この配点がすべて20点と平準的な配点となっておりますが、例えば企画提案テーマともなっている⑦から⑨の配点については評価として重要な内容であることから、例えば5点ずつ加えて、25点とし、④から⑥までを15点として、配点に差をつけるのはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>下村委員長のご提案がいいと思います。われわれ財政を担当する視点でいくと、見積額が一番のウエイトを持つものとの認識ですが、今回は企画提案が一番重要だということと、さらにその中でもメリハリをつけた配点としてはどうかとのご意見だったと思います。この方が今回の配点としてはマッチしていると思います。</p>
委員	<p>配点において強弱をつけることに賛成したいと思います。</p> <p>あと一点確認なのですが、仕様書の業務内容について、内容を見ているとデータ収集や調査項目などが並んでおり、事業者ごとに明確な特色などが現れないのではないかとと思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>副委員長ご指摘のとおり、業務内容については再開発協会から事業実施に伴い一般的に必要な調査業務や手順などが示されて公表されている内容となりますので、事業者ごとに特色が出るものではありません。このことから本業務では企画提案テーマを設定して事業手法や入居者の移転方法など、経験や実績に基づいた提案ができるよう工夫しております。これらの配点については、ウエイトが高いものとして考慮することは適当だと考えています。</p>
委員	<p>それでは今のことを踏まえて、特に実現性の高さも重要となってくると思います。⑧⑨に実現性の高さを評価するという一文を加えたほうがより評価しやすいのではないかと思います。</p>
委員	<p>プレゼンテーションの時に突飛な提案が出た場合や、実現性に問題がありそうな提案に対しては、実施方法に関する事業者の考え方を質問してはどうかと思いますが、事務局はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今の質問の内容や、他の委員の皆様のご意見を整理して事務局の</p>

<p>委員</p>	<p>方で質問内容を作成したいと思います。</p> <p>改めて評価項目の配点について確認していきたいと思います。①②の部分については配置予定主任技術者の実績と担当技術者の資格についてであります。これは企業自身がしっかりした人材や実績がきちんとしているかを確認するものです。次に③の実施体制とスケジュールについてですが、これは評価が難しいところではありますが、あまりにも突貫工事になるようなスケジュールでないか、クリティカルパスがしっかりしているか、ちゃんと移転が完了してから建替えが実施されているかなどを確認する必要があります。</p> <p>これらのことを踏まえて配点として15点というのは妥当ではないかと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>次に④から⑨については先程確定しましたので、⑩⑪⑫についてですがプレゼンテーションの内容についてですが、非常に説明がうまくても中身が無いといったことにならないように、文字では表現できないことなどをしっかりと聞き取っていく必要があると思います。</p> <p>配点としては200分の30点ですので、これ以上は増やすこともないのかなと思いますので、適当な配点かなと思います。</p> <p>最後の見積額に対する配点については5点となっており、非常にウエイトとしては軽いものとなっております。本事業に関しては価格よりも企画提案にウエイト持たせる方針としていますが、このあたりも含めてご意見はいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>財政部局から言いますと、安くていいものというスタンスでありますけれども、先程からの議論にもありますとおり、一度やったらやり直しがきかない事業であることから、安いけど悪い物をつかんでしまわないように慎重に選んでいく必要があります。このことから、この金額の面はウエイトを絞って考えていくのが妥当だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>それでは評価シートについては、事務局提案の内容から配点について委員会より変更の提案をして、この内容で了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">異議なし</p> <p>あと、プレゼンの内容について確認しときたいことがありますが、企画提案書とプレゼン当日のパワーポイント画面との内容が著しく変わっていることがあります。これは企画提案書で触れたこと以外の内容を説明することとなり、事業者によってプレゼンのやり方がまちまちとなれば公平性が保たれません。このあたりの事を事業者</p>

事務局	<p>が迷わないようにルールをしっかりと示しておく必要があります。</p> <p>あとプレゼン会場に入る人数についてですが、専門分野ごとに担当者が分かれていて、大人数で実施する場合が想定されます。それを回避するためにも事前に会場に入れる人数を決めておく必要があるのかと思いますので、また追加資料について認めるのかも含めてそのあたりについて事務局の考えを聞かせてください。</p> <p>実施要領の7ページをご覧くださいまして、選定方法の(2)の部分について、説明者は配置予定主任技術者に限定しており、人数に関しては3名までとしております。また、プレゼン内容については企画提案書の内容について補足説明を行うこと、としており委員長のご指摘である、基本的に企画提案書の内容以上のプレゼンを禁止する表現としては、内容的に少し弱いのかなという気がしました。プレゼンテーションの内容は企画提案書の内容を逸脱しない事などの一文が必要かと思いました。</p> <p>追加資料については、認めない方針ですがそれを明記している部分はありません。</p> <p>公平性を保つためにも、禁止規定は事前に事業者へ伝えておくほうがいいと思いますので、追加資料等につきましては、禁止する事項を要領に追加します。またプレゼン内容につきましても、要領の方に「プレゼン内容は企画提案書の内容の範囲に限る」との一文を追加します。</p>
委員	<p>人数についてですが、分野が多くありますので3人では少ないのではないかと思いますがいかがでしょうか。出来上がってからの運用であるとか、エリアマネジメントなどの提案があるのではないかと思います。時代的にもこれらの提案は流行っていることもあり、建替えだけでなくその後の賑わいをどう継続させていくかなどの提案などがされた方が良い物が出来ると思います。これらを含めて考えると、3人では少ないのではないのかなという懸念があります。</p>
事務局	<p>会場の都合による制限もありませんので、委員長のご提案を踏まえて5人以内とすることとします。</p>
委員	<p>プレゼンテーションの時間について、15分となっていますが実際の運用はきっちり時間になったら切るのか、重要な部分については時間を超えてでも聞くのかそのあたりを決めておく必要があると思います。</p>
事務局	<p>要領の方には明確に書いておりませんので、プレゼン時間は15以内と言う表現を書きます。質疑につきましては、応募される事業</p>

	<p>者の数により左右されると思いますので、10分程度ということにします。</p>
委員	<p>採点についてですが、皆さん個々で採点した後に皆さんの採点を持ち寄って、プレゼン内容を部分的に再度評価を行い、個人点数は変えずに、委員会として特に良かった点、悪かった点を洗い出して、委員会としての加点、減点をしてはどうかと思います。</p> <p>また、次点となった事業者の悪かった点などをしっかりと議事録などで示す必要があると思います。</p>
委員	<p>少し雑談になりますが、担当技術者の資格の人数を評価する欄がありますが、これは体制として多ければ高い配点となるようにとの理由からでしょうか。</p>
事務局	<p>必ずしも人数が3名以上でなければならないということではありませんが、やはり人員体制としては充実していることが望まれます。人数が少ないからと言って減点することはありませんが、資格取得者を多く配置していただければその分は加点しますということです。</p>
委員	<p>担当技術者の人数であるとか、業務体制についてきちんと採点ができるように事務局の方で資料をまとめて、第2回選定委員会時には提示をしていただきたい。</p> <p>それでは、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今後のスケジュールですが、資料10「業務委託スケジュール」をご覧ください。</p> <p>11月下旬からプロポーザルの募集要領の配布を行い、事務局で参加資格等の確認をおこなった後、来年2月1日午後3時半から第2回事業者選定委員会において、プレゼンテーションを開催する予定としております。</p> <p>各事業者のプレゼン内容につきましては、委員の皆様への事前説明時に事務局よりお配りし、プレゼンテーション当日に採点をしていただき業務委託候補者を決定する予定としております。説明は以上です。</p>
委員	<p>それでは、今説明のあったスケジュールについての質問、あるいは全体を通してご質問はありませんか。</p> <p>ではお諮りします。議題1号から3号までについては原案に一部</p>

事務局	<p>修正を加えることとして、このとおりとしてよろしいでしょうか。 →（異議なしとの声あり。） それでは、議事進行を事務局にお返しします。</p> <p>下村委員長、ありがとうございました。</p> <p>では最後に第2回選定委員会開催の日程でございます。事前に皆様に調整いただきお知らせしておりますとおり、第2回選定委員会は平成31年2月1日、午後3時30分開催とさせていただきたいと思っております。これに先立ちまして、委員の皆様には企画提案書の事前説明をさせていただく予定となっております。委員会当日は、委員の皆様のご出席を賜りますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>本日は長時間に渡り熱心なご議論をいただきありがとうございました。これにて本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
-----	---